

平成 30 年 4 月 1 日から 福祉医療費助成制度が変わります！

大阪府における福祉医療費助成制度の再構築に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から福祉医療費助成制度の対象者や対象医療、一部自己負担額を変更します。
また、子ども医療において、子どもの健康の保持及び増進並びに子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、通院に係る子どもの医療費の助成期限を引き上げるとともに、障がい者医療において、在宅医療との公平性の観点から、入院時食事療養費に係る標準負担額への助成措置を廃止します。

○対象者・対象医療・一部自己負担額の変更点（太字下線部分）

区分	対象者 (※1) 所得による制限があります。	対象医療	一部自己負担額			
			1 日当たりの負担額	一つの医療機関等当たりの上限日数	院外調剤への自己負担	複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額(※2)
障がい者医療 (※1)	年齢に関係なく ・ <u>精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者(新規)</u> ・ <u>指定難病(特定疾患)受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当) 1 級該当者(新規)</u> ・身体障害者手帳 1・2 級所持者 ・重度の知的障がい者 ・中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者	医療保険が適用される医療 ・ <u>訪問看護ステーションが行う訪問看護(医療保険分)への対象拡充</u> ・ <u>精神病床への入院は助成対象外</u>	一つの医療機関・訪問看護ステーション当たり入院・入院外 1 日 500 円以内	なし	<u>一つの調剤薬局当たり 1 日 500 円以内</u>	3,000 円
老人医療 (※1)	<u>障がい者医療、ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外となります。</u> [ただし、平成 30 年 3 月 31 日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日まで引き続き助成対象となります。]	ただし、平成 30 年 3 月 31 日時点での福祉医療費助成制度対象者については、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日まで引き続き助成対象となります。				
ひとり親家庭医療 (※1)	①ひとり親家庭の 18 歳に到達した年度末日までの子(裁判所から DV 保護命令が出された DV 被害者を含む。) ②①を監護する父又は母 ③①を養育する養育者			あり (月 2 日まで)	なし	2,500 円
子ども医療	15 歳に到達した日以後最初の 3 月 31 日までの子(通院・入院)					

また、平成 30 年 4 月から、障がい者医療と子ども医療の両方の対象となる場合などは、いずれかの制度を選択することができるようになります。

○入院時食事療養費に係る標準負担額への助成の変更点（太字下線部分）

区分	助成の実施
障がい者医療	廃止 ただし、平成 30 年 3 月 31 日時点で障がい者医療の医療証をお持ちの方については、経過措置として平成 30 年 10 月 31 日までの入院時食事療養費への助成を行います。
老人医療	なし
ひとり親家庭医療	あり(引き続き実施)
子ども医療	あり(引き続き実施)

ここがポイント！



【対象者】

Q どう変わるの？

A 障がい者医療、子ども医療、ひとり親家庭医療の対象者が拡充されます。平成 30 年 3 月 31 日時点で老人医療対象の方のうち、障がい者医療、ひとり親家庭医療の対象とならない方は、平成 30 年 4 月 1 日以降は助成対象外となりますが、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日まで引き続き助成対象となります。

【対象医療】

Q 訪問看護ってなに？

A 訪問看護とは、看護師等が生活の場へ訪問し、療養生活を支援するサービスです。現在、訪問看護ステーションからの訪問看護は重度障がい者訪問看護利用料助成制度のみで助成が受けられますが、平成 30 年 4 月 1 日から、福祉医療費助成制度に統合し、福祉医療の対象である全ての方が、派遣元を問わず、訪問看護(医療保険分)の助成を受けられるようになります。

【一部自己負担額】

Q 窓口での支払いはいくら増えるの？

A ひとり親家庭医療、子ども医療対象の方は、一部自己負担額に変更はありません。障がい者医療、老人医療経過措置対象の方は、院外調剤への自己負担を導入し、一つの医療機関等当たりの上限日数がなくなります。医療機関によっては、1 カ月当たりの窓口での支払額が 3,000 円までとなりますが、3,000 円を超えた場合でも、手続きを行うことで超えた額をお返し(償還)します(※2)。
(※2) 月額上限額を超えた場合は、担当課の窓口で手続きを行うことで超えた額をお返し(償還)します。

【入院時食事療養費にかかる標準負担額への助成】

Q どう変わるの？

A 障がい者医療における入院時の食事代(入院時食事療養費にかかる標準負担額)への助成は、平成 30 年 3 月末をもって廃止となります。ただし、平成 30 年 3 月末日時点で障がい者医療の医療証をお持ちの方は、平成 30 年 10 月末までの経過措置があります。
なお、子ども医療及びひとり親家庭医療においては、子育て支援の観点から、入院時の食事代への助成を継続します。